

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする (国4)(所得税:外) (地2)(個人住民税:外) 【新設・延長・<u>拡充</u>】
2	要望の内容	寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額算出に当たって控除する 2000 円を廃止し、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする。
3	担当部局	大臣官房公益法人行政担当室
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久化
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである公益社団・財団法人による公益活動を促進する必要があり、公益活動の重要な原資である寄附を今まで以上に集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。</p> <p>平成 23 年度税制改正により寄附税制が拡充されたが、現在の寄附金控除の計算にあたって、寄附金額から 2000 円を控除した額の最大五割が税額控除される仕組みとなっている。</p> <p>しかし、寄附の大宗を占める少額寄附の控除額算出にあたって 2000 円を控除すると税額控除が極めて小さくなり、草の根の寄附を増やすという平成 23 年度税制改正の趣旨が損なわれることとなっている。</p> <p>ただし、適用下限額の 2000 円については、寄附金控除の適用対象とした場合に、税務執行上煩雑となりかねないため、維持することとする。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本再生戦略」(平成 23 年 7 月 31 日閣議決定) ・「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議 平成 22 年 6 月 4 日) ・「市民公益税制 PT 中間報告書」(税制調査会市民公益税制 PT 平成 22 年 4 月 8 日) <p>【政策】 15. 公益法人制度改革等の推進</p> <p>【施策】 ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保</p>

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2000円の控除が行われることとなっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一部となっていると考えられる。平成23年度税制改正において導入された新寄附税制の効果を最大限に発揮するためには、2000円の控除の撤廃を行う必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3千億円(GDP比0.1～0.2%)とする(「新成長戦略」(別表)「成長戦略実行計画(工程表)P82」)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 東日本大震災以降、公益社団・財団法人が復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施しており、寄附金額が全額控除対象となることで、法人の公益活動を支える寄附の増加が見込まれる。</p>
8 有効性等	① 適用数等	寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加し、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及びその公益活動の活発化につながる。
	② 減収額	<p>初年度及び平年度: ▲90(百万円)</p> <p>下限額控除の撤廃に伴う減収額の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得控除 ▲49 百万円 (121.9万人(寄附金控除適用者数) × 20%(寄附先が公益社団・財団法人の割合) × 2,000円 × 10%(所得税)として計算) ・ 税額控除 ▲40 百万円 (25万人(税額控除適用者数) × 20%(寄附先が公益社団・財団法人の割合) × 2,000円 × 40%(控除率)として計算) ・ 税込減合計 ▲90 百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 公益社団・財団法人約5400法人(平成24年7月現在)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>【法人】 公益社団・財団法人約5400法人(平成24年7月現在)</p> <p>【個人】 平成22年度に寄附金控除の申告を行った者は約23万人</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>・現行、2000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2000円の控除が行われることとなる。これにより、少額寄附に対する還付率が低くなり、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一つとなる可能性が生じ、草の根の寄附を増やすという平成23年度税制改正の趣旨が損なわれることとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月)</p> <p>・特定非営利活動法人等に対する国民の自発的な寄附の流れを2020年までにGDP比5～10倍増(個人寄附:09年約1,000億円(GDP比0.02%)→6.5千億円～1兆3千億円(GDP比0.1～0.2%))とする(「新成長戦略」)うえで必要となる税制上の措置である。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加することが考えられることから、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及び更なる公益活動の活発化につながる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	租税特別措置等以外に、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>・平成25年度税制改正要望(特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 平成24年7月)</p> <p>「寄附金控除において、個人向け寄附税制をより一層拡充するため、少額寄附を対象外とする適用下限額(足切り金額)も撤廃するべきです。」</p> <p>・平成25年度税制改正に関する要望について(平成24年7月 公益財団法人公益法人協会)</p> <p>「現在、2,000円を超える金額が寄附金控除の対象額となっていますが、個人寄附促進のためには、このいわゆる「足切り額」を撤廃するか、又はハードル方式に改める(寄附金が2,000円を超える場合には、その全額を寄附金控除の対象にする)のも有効と考えられますので併せてご検討くださいますようお願いいたします。」</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年7月

寄附金額の全額を寄附金控除対象とした場合の効果について

当該制度の見直しにより、下のような税収減が見込まれる。

国税（所得税）

- ① 寄附金控除及び税額控除適用者数のうち公益社団・財団法人に対する寄附者
(121.9万人+25万人) × 20% ^(注) = 29.4万人

(注) 特定公益増進法人のうち公益社団・財団法人が占める割合（「平成24年4月1日現在における特定公益増進法人一覧」（財務省HP）より）

- ② 下限額控除の撤廃により控除対象となる寄附金額
29.4万人 × ▲2,000円 = ▲5.9億円…………… 税減収対象寄附金額

③ 税減収額

(1) 所得控除

▲5.9億円 × 91%（所得控除を選択する比率） × 22.7%（平均所得税率）
= ▲1.2億円

(2) 税額控除

▲5.9億円 × 9%（税額控除を選択する比率） × 40%（税額控除適用割合）
= ▲0.2億円

税収減合計▲1.4億円

地方税（個人住民税）

- ① 寄附金控除及び税額控除適用者数のうち公益社団・財団法人に対する寄附者
(121.9万人+25万人) × 20% ^(注) = 29.4万人

- ② 下限額控除の撤廃により控除対象となる寄附金額
29.4万人 × ▲2,000円 = ▲5.9億円…………… 税減収対象寄附金額

③ 税減収額

▲5.9億円 × 10%（道府県民税率4%、市町村民税率6%）
= ▲0.59億円

※住所地の都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金を支出した場合

税収減合計▲0.59億円

(参考1) 所得控除と税額控除の按分方法について

平成23年分の所得税における控除対象の寄附金額計

1,262億円(所得控除分) + (50億円 ÷ 40%(税額控除分)) = 1,262億円 + 125億円

= 1,387億円

所得控除を選択する比率: 1262億円 ÷ 1387億円 = 91%

税額控除を選択する比率: 125億円 ÷ 1387億円 = 9%

(参考2) 平均所得税率については別紙参考

(参考3) 寄附金控除等の適用状況(国税庁統計より作成)

	22年分	23年分
寄附金控除 (所得控除)	579千人 624億円	<u>1,219千人</u> <u>1,262億円</u>
寄附金等特別控除 (税額控除)	29千人 9億円	<u>250千人</u> <u>50億円</u>

(参考4) 平成24年4月1日現在における特定公益増進法人一覧(財務省HP)抄

	特定公益増進法人数
第3号 (公益社団・財団法人)	5,341
総計	26,897

$\frac{5,341}{26,897} = 20\%$